

## 【2期】令和7年度 研究支援要員配置制度 (妊娠・産後復帰・育児・介護負担支援) 利用者募集のお知らせ

運営基盤機構 ダイバーシティ推進部門  
TEL&FAX 043-290-2020 (内線 4043)

研究者の妊娠や産後復帰、育児や介護等ファミリーケアの負担による研究活動の中断防止を目的として、これらの理由により研究時間の確保が困難な研究者の支援のため、「研究支援要員配置制度」の2期募集を実施します。以下の内容をご確認の上、本制度の利用をご希望される場合はお申込みください。

### 1. 対象者

本学に在職する常勤教員（教授、准教授、講師、助教、助手。但し、医員、教諭は除く）でかつ、文部科学省科学研究費（科研費）の応募資格を有する研究者。性別は問いません。

※申請時点においては、研究代表者としての科研費を獲得していない場合でも差支えありませんが、令和8（2026）年度科研費に応募した（する）ことが必須となります。

### 2. 利用資格

下記の1) 2) にいずれも該当する方。※令和7年度1期募集で採択された方は応募できません。

1) 下記(1)～(4)のいずれかに該当し、研究時間の確保が困難な方。

(1) 現在妊娠中の方（ご本人が妊娠中の場合に限ります。）

(2) 小学校3年生（健全育成上の世話を必要とする場合は小学校6年生）までの子と同居し、養育している方

(3) 市町村から要介護・要支援の認定を受けている親を介護している方

(4) その他、上記に準ずる理由がある方

（例えば、要介護認定は受けていない家族の介護・看病をしている等、ファミリーケアにより研究時間の確保が非常に困難である場合。医師の診断書等、客観的に判断できるものがが必要です。）

なお、本人及び配偶者が産前産後休暇中、育児休業中、介護休業中の場合は利用できません。

2) 本学で別の経費等で雇用されていない（職員番号を持っていない）本学に在籍中の大学院生または学部生を、研究支援要員の候補者として確保できている方。

※本学ですでに雇用されている大学院生や、社会人の方は研究支援要員になれません。  
SA,TA,RA,TFとの兼業は可能です。

### 3. 支援対象期間

令和7年12月1日～令和8年2月28日

ただし、当該期間に研究支援要員配置制度の利用資格を失った場合は、当初の予定期間の終了を待たずに研究支援要員の配置を終了します。

#### 4. 支援内容

研究支援要員に支払いができる謝金として上限 10 万円の範囲内で支援します。本制度による支援は、研究者に予算振替することなく、ダイバーシティ推進部門において管理し、研究支援要員に 1 か月を単位として直接謝金を支払います。ただし、上限 10 万円の使用については、申請者（制度利用者）の責任のもと、研究支援要員の勤務計画を立てご使用ください。

#### 5. 研究支援要員の単価・勤務可能時間数

##### 1) 研究支援要員の単価

| 研究支援要員となる者                   | 時間給     |
|------------------------------|---------|
| 本学の学部生                       | 1,080 円 |
| 本学の大学院修士課程在学学生、大学院博士前期課程在学学生 | 1,200 円 |
| 本学の大学院博士後期課程在学学生             | 1,690 円 |

##### 2) 勤務可能時間数

決定支援額の範囲内かつ週 29 時間未満

※SA,TA,RA,TF を担当している大学院生は、研究支援要員と SA,TA,RA,TF の勤務時間の合計が、週 29 時間を超えないようご注意ください。

##### 3) 業務内容

以下の研究支援業務に従事することができます。

- ① 実験準備・実験補助
- ② 資料収集・資料整理
- ③ データ入力・解析
- ④ その他、研究活動に関する業務

#### 6. 採択予定人数

若干名

#### 7. 申請方法

支援を希望する方は、下記提出先 URL にアクセスし、以下の書類をアップロードして提出してください。アップロードできない方は、ダイバーシティ推進部門宛にご提出ください（ファイル分離メール・窓口・学内便も可）。

##### 【申請書類】

- ・研究支援要員配置制度利用申請書

##### 【添付書類】

- ・申請区分の状況を確認できるもの（例：母子健康手帳、介護保険被保険者証、医師の診断書など

の写し)

【提出先 URL】

<https://forms.office.com/r/F447a8czEU>

< 注意 >

- ・ 本制度の内容や、申請書の記入方法等について不明な箇所がある場合は、締切までに余裕をもってお問い合わせください。
- ・ 受理後、「受付完了メール」をお送りします。申請から1週間以内にメールが届かない場合は、受付できていない可能性がありますので、お手数ですが、【問い合わせ先】までご連絡ください。

#### 8. 申請締切

令和7年9月30日（火）12:00 必着

#### 9. 審査結果通知予定

令和7年10月28日（火）

#### 10. 選考方法

本制度の利用者は、複数の審査委員による選考基準をもとにした審査の後、ダイバーシティ推進部門長が決定します。審査では、本制度を利用することにより、研究への効果が見込まれるものを優先します。

申請書類等に記載された個人情報およびプライバシーに関する情報は、本制度の選考のみに使用するものであり、提出された申請書等は原則として返却いたしません。

#### 11. 利用実績報告書の提出

利用期間終了後2週間以内に、研究支援要員配置制度利用実績報告書を、ダイバーシティ推進部門に提出してください。また、制度利用についての感想を本部門ホームページ等で掲載することがあります。

#### 12. 注意事項

1) 制度利用者、研究支援要員は、「研究支援要員配置制度 利用者研修」（オンライン）の受講が必要です。

2) 利用申請書の記載内容と実態が異なることが判明した場合は、採択決定後でも採択を取り消す場合があります。なお、申請書提出後に申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、ただちに本部門へご連絡ください。

3) 本制度の利用ルールが守られない場合は、支援の停止及び今後の申請採択を見合わせる場合があります。

#### 13. Q&A

Q1 男性研究者も申請できますか？

A1 利用資格を満たせば、性別を問わず申請できます。

Q2 外部資金等を獲得している場合には、申請対象外となりますか。

A2 対象外とはなりませんが、申請書に必ず申請理由を記載してください。ただし、外部資金等で研究支援要員に相当する者、RA、特任研究員等を雇用することが可能な場合、又はすでに雇用している場合は申請対象外となります。

Q3 要介護認定は受けていませんが、家族の健康状態が悪く、看病する必要があります。その場合も申請できますか？

A3 申請いただけます。研究と両立できない状況を申請書に詳細に記載してください。また、医師の診断書等、客観的に判断できる資料を提出してください。

※対象家族…配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母・兄弟姉妹及び孫

Q4 障がいのある子（小学校4年生以上）を養育しています。申請できますか？

A4 健全育成上の世話を必要とする場合は、6年生まで利用可能です。障害者手帳の写しを添付し申請してください。

Q5 夫婦ともに千葉大学で研究者として勤務していますが、夫婦同時に申請することはできますか？

A5 利用資格を満たしていれば申請できます。ただし、応募者多数の場合、本制度は多くの方に利用いただけるよう、審査では考慮させていただくことがあります。

Q6 複数の研究支援要員を採用することはできますか？

A6 研究支援要員の給与額が利用決定額内であれば、複数の研究支援要員を採用できます。

Q7 研究支援要員に交通費は支給されますか？

A7 交通費の支給はありません。

Q8 どのような点に着目して選考を行っていますか？

A8 ご提出いただいた申請書や各種証明書等をもとに、以下の点に着目して選考します。なお、着目点に優先順位はありません。

- ・育児・介護等に起因する研究支援の必要性・緊急性
- ・本制度の利用回数
- ・他の資金による代替の可能性
- ・若手の研究者を優先
- ・配偶者または支援者の有無（同居・別居等）
- ・養育する子の月齢、年齢、人数
- ・要介護の親族の介護状況やその程度
- ・本制度の利用による研究推進への効果

なお、本制度の年間予算に基づき、採択者数及び支援額を決定します。あらかじめご了承ください。

申請書送付・問い合わせ先

運営基盤機構 ダイバーシティ推進部門

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33 国際教育センター1F

電話&FAX 043-290-2020 内線 4043 E-mail [ryouritsu@office.chiba-u.jp](mailto:ryouritsu@office.chiba-u.jp)